

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 8 件

## 静岡国民年金 事案959

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年2月から44年3月まで  
②昭和45年10月から48年1月まで  
③昭和52年4月から53年3月まで

私は、厚生年金保険被保険者期間中も国民年金保険料を納付しており、還付を受けた記憶は無く、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の所持する国民年金手帳の資格取得欄には、昭和44年4月1日と記録され、申立期間①については、国民年金の未加入期間であり、申立人と連番で、45年2月ごろに国民年金手帳記号番が払い出されたその夫も、申立期間は未加入期間である上、申立人の国民年金手帳の国民年金印紙検認欄には「納付不要」のゴム印が押印されていることから、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の加入手続の記憶はあいまいであり、昭和45年12月に申立期間①を含め、過去の保険料は全部納付したとしているが、その納付期間や納付金額についての記憶も不明である。

2 申立期間②については、厚生年金保険被保険者期間及び国民年金未加入期間であり、申立人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の昭和45年10月から47年3月までの間は空欄となっている上、昭和46年度の国民年金印紙検認台紙が切り離された形跡が無いいため、当時居住していた町に国民年金手帳を預けていた形跡はうかがわれないことか

ら、手帳預かりの場合にのみ発行される納付書が発行されることは無く、申立人が主張している、保険料は納付書によって金融機関の窓口で納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳の昭和47年4月から48年1月までの印紙検認記録欄には「納付不要」のゴム印が押印されているため、納付書が発行されたとは推認し難く、当該期間の保険料を納めることはできなかったと考えられる。

さらに、当時、居住していた町の国民年金被保険者名簿の申立期間②の検認記録欄には、「不要」のゴム印が押印されていることから、保険料を納めることはできなかったと考えられる。

- 3 申立期間③については、申立人は、転職後、厚生年金保険に加入する時、上司に国民年金保険料をずっと納めていることを話すとすぐに、その上司が居住していた町役場に連絡してくれたので、その後は納付書が来なくなったと述べている。しかし、昭和52年10月から同年12月までの間の国民年金保険料は、厚生年金保険被保険者期間との重複納付により、同年12月に還付決定されていることが確認できることから、申立期間③のうち、53年1月以降については納付書が発行されなかったと推測される上、上司との会話により、厚生年金保険加入後は国民年金保険料の納付が不要であることを認識したとみられる申立人が、あえて継続して保険料を納付した事情も見当たらない。

また、申立期間③のうち、昭和52年10月から同年12月までの期間に係る還付記録については、申立人の被保険者台帳に記載されている還付金額等に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情は見当たらない。

一方、申立期間③のうち、昭和52年4月から同年9月までの間の保険料については、上述のように、同年10月から同年12月までの保険料を納付している状況から、納付書が発行されていたと推測され、また、申立人は、当該期間前の保険料も納付していることから、この期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

しかしながら、この期間は、昭和52年9月を除いて厚生年金保険加入期間であるため、同月を除いては記録訂正を行うことはできない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から48年4月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

提出した当時の給与明細書の写しのおり、昭和47年8月に厚生年金保険の資格を取得したことが正しいと思うので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びA事業所が提出した社員名簿により、申立人は申立期間において、同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の保険料控除額及び社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く、健康保険組合及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業

主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 8 月から 48 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B製作所における資格取得日に係る記録を昭和46年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月21日から同年4月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

同時期に転勤しており、申立期間にはA社B製作所に勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人はCグループ企業に継続して勤務し（昭和46年3月21日にD社E工場からA社B製作所に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所で保管するA社B製作所における昭和46年4月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料について納入の告知を行

っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、昭和27年10月20日から28年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日(昭和27年10月20日)及び資格取得日(昭和28年7月1日)の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額については8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年4月から27年2月まで  
②昭和27年10月20日から28年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等の証明できる資料は無いが、A事業所には昭和26年4月から30年9月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和27年2月1日にA事業所において厚生年金保険の資格を取得し、同年10月20日に資格を喪失した後、28年7月1日に同事業所において再度、資格を取得しており、27年10月から28年6月までの申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、A事業所の総務担当者から「当時、現地で採用した現業員の業務には、一般作業のほか、危険を伴う特殊作業があり、特殊作業の従事者にのみ社会保険を適用していたと思われる。」との証言を得るとともに、複数の同僚から「申立人は、申立期間②については特殊作業に従事していた。」との証言を得た。

また、特殊作業に従事していた同僚の厚生年金保険の被保険者記録をみると、いずれも申立期間において記録が継続している。

さらに、事業主から「申立期間②については、当時の事務担当者が社会保険事務所への届出を誤った可能性があり、特殊作業に継続従事していたのであるから厚生年金保険料を給与から控除していたと思われるが、申立人に係る保険料を納付していない。」との回答を得た。

これらの証言から判断すると、申立人が申立期間②においてA事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届及び取得届を誤って提出したことを認めていることから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、複数の同僚の証言から、A事業所に勤務していたことを推認することはできるが、これらの同僚から「申立人は、申立期間①において一般作業に従事していた。」との証言を得るとともに、A事業所の担当者から「一般作業の従事者には原則として社会保険は適用しなかった。」との証言を得た。

また、申立人の記憶する一般作業に従事していた同僚には、A事業所における厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容とこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和33年2月15日からA事業所B工場に勤務し、その後、同事業所C工場（昭和41年4月1日からは会社の合併によりD事業所C工場）に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和47年11月付けのD事業所が発行した勤続20年表彰状、同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し（昭和40年6月1日にA事業所B工場から同事業所C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B工場における昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれ

を同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、申立人のC社における資格喪失日は平成7年3月16日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和63年8月31日から同年9月1日まで  
②平成7年3月15日から同年3月16日まで

社会保険事務所に上記申立期間について照会したところ、加入していた事実が確認できないとの回答であったが、当該期間も同一企業グループ内の転勤であり継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び辞令などから判断すると、申立人はA社のグループ企業に継続して勤務し（昭和63年9月1日にA社B事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所の管理するA社B事業所における昭和63年7月の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立てに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪

失日を昭和 63 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、A 社提出の辞令により、申立人が平成 7 年 3 月 16 日に C 社から E 社に異動したことが確認できる。したがって、申立人の C 社における資格喪失日を平成 7 年 3 月 16 日に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 34 年 2 月 16 日から 38 年 4 月 1 日まで  
②昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 24 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、申立期間について、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和42年1月23日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一の被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をすとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 静岡国民年金 事案 960

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から59年6月まで

市役所から通知が来たので、私が私たち夫婦の国民年金の加入手続をし、税金等と一緒に保険料を市役所で納付した記憶がある。その後、一度国民年金を脱退したが、特例納付が可能な時期に再加入し、保険料をまとめて納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「経済的に大変だったため、一度やめた後、再加入して特例納付した。」と述べるにとどまり、再加入の手続の時期及び国民年金保険料の納付金額等についての記憶があいまいである。

また、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の記録も、申立期間は未納及び未加入である上、申立人は、「長男及び長女の保険料についても一緒に納付していた時期がある。」と述べているが、申立人の長男及び長女についても、申立期間は未納等となっており、申立人がその家族と一緒に国民年金保険料を納付していた様子はいかたがうである。

さらに、申立期間は279か月と長期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 961

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年3月まで  
昭和48年3月か4月に国民年金に加入したころ、私と弟に対して申立期間の特例納付書が郵送され、弟の分と一緒に私の分も納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る特例納付書が郵送された後に市役所へ行き納付したが、この時対応した職員は、当該納付書の領収証書ではなく、別の領収書を交付したので、これを受け取った。」と主張している。

しかし、申立人は、受け取ったとする領収書を所持しておらず、郵送されたとしている第2回特例納付書には領収を示す押印等が無い上、当時、申立人が居住する市では、特例納付保険料は社会保険事務所又は金融機関で納付するよう案内し、市で当該保険料の預り証等を交付したり、保険料を預かって被保険者に代わり納付することはなかったとしており、申立人の記憶とは相違する。

また、申立人と一緒に特例納付したとするその弟も、申立期間のうち、20歳に達した昭和45年6月から48年3月まで未納となっている。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはいくつか、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控え、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 962

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から49年3月まで  
学生だった20歳のころ、母親が私の国民年金加入手続をしてくれた。帰省した時に、母親から私の保険料を納付してくれている話を聞いた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年11月18日に払い出され、20歳到達時にさかのぼって資格を取得しているが、申立期間の一部は特例納付によるほかは、時効のため保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「地区の方が保険料を集金に来ていた。」と述べているが、申立期間は過年度保険料となり、集金により納付することはできなかつたと考えられる上、申立人及びその母親がさかのぼって保険料を納付した様子はいかがいえない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとされるその母親は既に他界しているため当時の状況が不明である上、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその兄も申立期間は未納となっている。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から48年3月まで  
昭和48年3月か4月に国民年金に加入したころ、私と兄に対して申立期間の特例納付書が郵送され、兄が自分の分と一緒に私の分も納付してくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、その兄が行ったと述べている。

また、申立人の兄は、「申立期間に係る特例納付書が郵送された後に市役所へ行き納付したが、この時対応した職員は、当該納付書の領収証書ではなく、別の領収書を交付したので、これを受け取った。」と主張している。

しかし、申立人の兄は、受け取ったとする領収書を所持しておらず、郵送されたとしている第2回特例納付書には領収を示す押印等が無い上、当時、申立人が居住する市では、特例納付保険料は社会保険事務所又は金融機関で納付するよう案内し、市で当該保険料の預り証等を交付したり、保険料を預かって被保険者に代わり納付することはなかったとしており、申立人の兄の記憶とは相違する。

また、申立人の特例納付保険料を一緒に納付したとするその兄は、申立期間は未納となっている。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控え、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月26日から20年9月10日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、自分は、A事業所に継続して働いていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は実家の農業を手伝いながら、A事業所に勤務していた。A事業所が疎開した工場には、働きに行っていなかった期間があった。」と述べている。

また、申立てに係る事業所は既に全喪しており、当時の事業主及び役員から関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、同僚も死亡や病気により、聴取することができなかった。

加えて、社会保険事務所が管理する事業所名簿の記録から、A事業所は昭和20年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後20年9月10日にB事業所として厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 2 月 4 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言や雇用保険の記録から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、複数の同僚にも申立期間中に厚生年金保険の記録が無い者が確認でき、そのうちの1人から、「A事業所に勤務していたが、途中から国民年金になっている期間がある。」との証言を得た。

また、社会保険庁の記録から、申立人は昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 2 月 4 日まで国民年金に加入していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 43 年 8 月 12 日に健康保険被保険者証を社会保険事務所に返納していることが確認できる。

加えて、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から5年1月1日まで  
社会保険事務所に、A事業所に勤務していた期間に係る標準報酬月額について照会したところ、申立期間を通じ、11万8,000円であるとの回答を得た。

申立期間当時の給与明細書等はないが、平成3年分及び4年分の源泉徴収票に記載されている支払金額を月数で割ることにより算出された各月の報酬額は社会保険事務所に記録されている標準報酬月額よりも高額であることから、当該報酬額を基準とした標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、提出した平成3年分及び4年分の源泉徴収票に記載されている給与支払金額を、それぞれ12等分した額を申立期間各月の報酬額とし、それに相当する標準報酬月額に訂正することを主張しているが、申立期間に係る社会保険料控除額について、当時の保険料率を用いて算出すると、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額（11万8,000円）に基づいた社会保険料控除額とほぼ一致しており、申立人が、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に相当する保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は認められない。

また、社会保険事務所が管理しているA事業所に係る資料において、申立人の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 537

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 5 日から 32 年 11 月 4 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
給与明細等はないが、申立期間に厚生年金保険に加入していないことに納得がいかないので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提供した申立人の履歴書から、申立人が同事業所に在籍していたことを推認することはできる。

しかし、当時の事業主の遺族から、「事業所では、従業員を入社日から厚生年金保険に加入させることなく、一定期間を設けてから加入させていた経緯がある。また、申立人のように若い従業員はすぐに辞めてしまう人が多いことや少ない給与から厚生年金保険料が引かれることはかわいそうなので、通常よりも長い期間を設けてから加入させていた。」との証言を得た。

また、A事業所に申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、申立人の申立期間に係る資料は無く、当時の事務担当であった社長は既に死亡しており、申立てに係る事実を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 12 月から 34 年 11 月まで  
②昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月まで

ねんきん特別便により上記期間について加入記録の欠落があることが判明した。申立期間①はA事業所に勤務し、申立期間②はB事業所に勤務しており、それぞれの事業所で厚生年金保険の保険料が控除されていたと思われるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している同僚は既に故人となっているほか、申立期間にA事業所における厚生年金保険の被保険者であった者のうち、複数の元従業員から聴取したものの、申立人が当該事業所に勤務していたとの証言を得られなかった。

また、A事業所は昭和 37 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主の氏名について申立人は記憶していない上、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同事業主の氏名が確認できず、当該事業所の閉鎖登記簿謄本も見当たらないことから、証言を得ることができなかった。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該事業所が適用事業所になった昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 1 日までの期間において申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、当該期間にB事業所における厚生年金保険の被保険者であった元従業員から「当時、厚生年金保険に入れてもらっていない人もいたが、社長は厳しい人で、加入させてほしいと言える雰囲気ではなかった。」との証言を得た。

また、B事業所は昭和59年12月2日に解散し、元役員は故人や連絡不能になっている上、申立期間当時の上司や同僚について申立人は記憶していないことから、証言を得ることができなかった。

なお、社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該事業所が適用事業所になった昭和35年4月1日から40年2月2日までの期間の被保険者の中に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②の双方について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 20 日から 42 年 11 月 9 日まで

A事業所B店に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から、申立人がA事業所B店に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立期間当時、A事業所B店は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険の適用事業所となったのは、名称がC店に変更となった昭和 55 年 7 月 1 日であることが、社会保険事務所が管理する事業所名簿から確認できる。

また、申立期間当時、A事業所B店の支配人であった者から「A事業所本社の従業員は厚生年金保険に加入していたが、A事業所B店の従業員は厚生年金保険には加入していなかった。」との証言を得ており、同支配人の厚生年金保険の被保険者記録についても、A事業所本社に勤務していたとしている期間は加入記録があるが、A事業所B店に赴任したとしている昭和 41 年 8 月 21 日にA事業所本社における厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚については、申立期間当時、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金に加入していたことを社会保険庁の記録から確認できる。

加えて、A事業所本社を管轄区域とする社会保険事務所が管理するA事業所本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号\*番（昭和41年4月21日取得）から同番号\*番（昭和43年10月21日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 540

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 31 年 10 月まで  
中学校を卒業後、公共職業安定所の紹介で、A事業所に就職し、2年半くらい勤務した。当時、緑色の証書をもらった記憶があり、厚生年金保険被保険者となっていないことは不自然であり、記録の訂正を求める。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が在籍していた中学校の卒業証明書によると、申立人の中学校卒業年月日は、昭和 30 年 3 月 15 日であることが確認できることから、申立期間のうち、29 年 4 月から 30 年 3 月 15 日までの間において、申立人が厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、A事業所は、昭和 27 年 9 月 12 日から 29 年 12 月 25 日までの期間、及び 32 年 2 月 1 日から同年 5 月 20 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所であったことが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、申立期間のうち、30 年 3 月 16 日から 31 年 10 月までの期間において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人は厚生年金保険に加入していないと推認される。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、故人となっていたり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において該当者を確認することができなかった。また、申立人が所属していた部署の長は、「申立人については、記憶に無い。」と述べている上、当時の役員も故人又は所在不明となっていることから、申立てに係る事実を確認できる資料、周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 541

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から33年1月30日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和48年1月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。